

## 別表第12(再生濃縮ウランの受入仕様値)の削除取り下げについて

事業許可申請書(2017年11月1日付原規規発第1711011号で許可)において、UF<sub>6</sub>形態での再生濃縮ウラン入荷を取りやめ、新たにウラン粉末(再生濃縮ウランを含む)の入荷を行うこととした。

今回の保安規定の変更申請において、UF<sub>6</sub>形態での再生濃縮ウラン入荷を取りやめること、また、粉末形態での再生濃縮ウラン入荷予定も当面ないので、保安規定の別表第12から再生濃縮ウランの受入仕様値を削除した。

しかし、今後、ウラン粉末での再生濃縮ウランの受入を行う場合があるので、再生濃縮ウランの受入仕様値が必要となるため、削除の取り下げを行うこととする。

以下に事業許可申請書で記載した再生濃縮ウランの受入及び受入仕様値について記載する。

## ○ウラン粉末の受入

ウラン粉末の入荷については、事業許可申請書195ページに以下のとおりに記載している。

## (3-1)ウラン粉末の入荷工程

ウラン粉末の入荷工程は、以下の工程から構成される。

## 1)輸送容器による酸化ウラン粉末の入荷及び輸送容器の貯蔵

事業所外から入荷する酸化ウラン粉末は輸送容器に収納して入荷し、第3核燃料倉庫又は原料貯蔵所に搬入する。第3核燃料倉庫に搬入した輸送容器は、輸送容器保管エリアへ運搬し、貯蔵する。原料貯蔵所に搬入した輸送容器は、天井走行クレーンを使用して輸送容器貯蔵枠内まで運搬し、貯蔵する。

ただし、事業許可申請書(添六)-8ページの表に示すように、原料貯蔵所では、再生濃縮ウランのウラン粉末の貯蔵は実施しない。

## ○核燃料物質の受入仕様

ウラン粉末の受入仕様については、事業許可申請書151～152ページに以下のとおりに記載している。(ウラン粉末の受入に係る部分を抜粋)

施設	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	貯蔵室名	最大貯蔵能力
付属建物 第3核燃料倉庫	濃縮ウラン(濃縮度5%以下)、 天然ウラン及び劣化ウラン注6)	ウラン粉末	貯蔵室(1)	163tonU
		ウランペレット	貯蔵室(2)	20tonU
		燃料棒	貯蔵室(2)	3tonU

注6)核燃料物質の受入仕様(再生濃縮ウランを除く。)を次に示す。

放射性物質区分	核種	含有量(上限値)
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (U ベース)
	U( $\alpha$ )	$1.44 \times 10^5$ Bq/gU
核分裂生成物	Tc - 99	10 ppb (U ベース)

なお、再生濃縮ウランの受入れにあたっては、次の仕様を満足するものとする。

放射性物質区分	核種	含有量(上限値)
ウラン同位体	U-232	10 ppb (U ベース)
	U( $\alpha$ )	$3.3 \times 10^5$ Bq/gU
核分裂生成物	Tc - 99	10 Bq/gU
	Ru - 106	10 Bq/gU
	Sb - 125	2 Bq/gU
超ウラン元素	Np - 237	$1 \times 10^{-1}$ Bq/gU
	Pu ( $\alpha$ )	$1 \times 10^{-1}$ Bq/gU
	Pu ( $\beta$ )	3 Bq/gU

上記より、ウラン粉末の受入れに伴い、再生濃縮ウランの受入仕様値を設定することは事業許可に適合している。

以 上